

## 後期高齢者医療制度の中止を求める意見書

政府は75歳以上の高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」を本年4月から実施し、70～74歳の窓口負担も来年4月から2割に引き上げようとしています。新しい制度は、もっぱら医療費削減を目的にしたもので、高齢者に過酷な負担を押し付け、医療内容を制限するものとなっています。

具体的には、①75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、すべての高齢者から保険料（奈良県年平均83400円）を取り立てる、②受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設ける、③保険料は年金から天引きする、④保険料を払えない人からは被保険者証を取り上げ、医療を受けられなくする、などです。これまで保険料を負担していなかった被扶養者も今年10月からは徴収されます。

これに対し「まさに姥捨て山ではないか」との声が全国でまき起こり、地方議会でも中止や見直しの決議が相次いでいます。

後期高齢者医療制度に対する国民の批判の前に政府・与党は「説明不足だった」とか「見直し」を言い出していますが、憲法25条の生存権、憲法14条の「法の下での平等」を侵害するこの制度は撤廃するしか解決の道はありません。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者を別扱いにして高負担と差別医療を押し付けている国はどこにもありません。まして第二次世界大戦を経験し、苦労に苦労を重ねてこられた高齢者に対して、お金のことを心配しなくてもよいように努力することこそ行政の責任です。

したがって、以下の点を強く求めるものです。

- 一、後期高齢者医療制度は中止・撤廃すること。
  - 一、70～74歳の窓口負担2割への引き上げをやめること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成20年6月 日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 福田 康夫 様  
厚生労働大臣 舛添 要一 様  
衆議院議長 河野 洋平 様  
参議院議長 江田 五月 様